

滝沢市若者応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、若者世代の柔軟で斬新な発想により、社会活動へチャレンジする若者を応援するため、予算の範囲内で滝沢市補助金交付規則（令和4年滝沢市規則第30号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付することにより、まちの活性化、賑わい及び関係人口の創出につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 16歳以上（当該年度で16歳に達する者を含む。）29歳以下の者をいう。
- (2) 若者団体 半数以上が若者で構成されているグループをいう。
- (3) 育成者 若者の支援又は育成を行っている者をいう。
- (4) 育成団体 若者の支援又は育成を目的とするグループをいう。
- (5) 支援者 19歳未満の者又は19歳未満の者のみで構成されている団体（次条第2項において「被支援者」という。）を支援する19歳以上の者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 若者、若者団体、育成者、育成団体又は支援者であること。
 - (2) 政治活動、宗教活動又は営利を主たる目的とする団体又は個人でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体又は個人でないこと。
- 2 被支援者は、次条第1項に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行うに当たり支援者を置くものとし、当該支援者は前項第2号及び第3号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。この場合において、補助対象者は支援者とし、補助金の交付に係る全ての責任を負うものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 若者、若者団体、育成者又は育成団体が自ら企画及び実践する事業で、次のいずれかに該当すること。
 - ア 市のまちづくりや地域課題解決、関係人口創出等につながる事業であること。
 - イ 市の若者同士の仲間づくり又は交流の場を広げる事業であること。
 - ウ 市の地域資源を活用した事業であること。
 - エ 市の魅力を発信できる事業であること。
 - (2) 当該年度内に完了する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、当該事業は補助対象事業としない。
- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(3) 当該事業に対して国、地方公共団体、法人等から補助を受けているもの

(4) その他補助対象事業として適当ではないと市長が認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の費目の欄に掲げる経費とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、15万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(軽微な変更)

第6条 規則第9条第1項第1号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合であって、収支予算書に掲げる経費のうち、20パーセント以内の配分の変更とする。

2 規則第9条第1項第2号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合であって、当該変更により経費の目的が実質的に変わらない変更とする。

(提出書類)

第7条 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

費目	補助対象とならない経費
報償費	補助対象者の構成員に対する謝礼、人件費相当経費、手土産代等
旅費	タクシー代、県外で活動を行う際の移動に関する経費（県外に居住する者が県内までの往復移動に要する費用を除く）、宿泊料等
消耗品費	個人所有となるもの、単価1万円以上のもの等
印刷製本費	
役員費	電話料、インターネット使用料、事業に参加する者が任意で加入する保険等
使用料・賃借料	事務所等の家賃に相当するもの、経常的に使用する機器の使用料等

別表第2（第7条関係）

条項	提出書類	提出部数	市長が定める期日
規則第4条	1 滝沢市若者応援補助金交付申請書（様式第1号）	1部	別に定める。
	2 事業計画書（様式第2号）	1部	
	3 収支予算書（様式第3号）	1部	
	4 暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書（様式第4号）	1部	
	5 団体の規約、会則等の写し（申請者が団体の場合で規約や会則等があ	1部	

	<p>る場合に限る。)及び構成員名簿(様式第5号又は様式第6号)</p> <p>6 前年度の活動実績がある場合にあつては、その決算書</p> <p>7 申請者の活動内容が分かるもの(過去に活動の実績がある場合に限る(総会資料、パンフレット、ちらし等)。)</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>	1部	
規則第8条第1項	滝沢市若者応援補助金申請取下書(様式第7号)	1部	補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日を経過した日
規則第9条第2項(規則第9条第1項第3号に該当する場合を除く。)	<p>1 補助事業変更承認申請書(様式第8号)</p> <p>2 収支予算書(様式第9号)</p>	1部 1部	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする日の20日前の日
規則第9条第2項(規則第9条第1項第3号に該当する場合に限る。)	補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)	1部	補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前の日
規則第14条	<p>1 補助事業完了報告書(様式第11号)</p> <p>2 収支決算書(様式第12号)</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>	1部 1部	事業完了後20日を経過する日又は交付決定をした日が属する年度の末日のいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書(様式第13号)	1部	補助金の額が確定した日から30日を経過する日
規則第18条第2項	補助金概算払等請求書(様式第14号)	1部	補助金の概算払を受けようとする日の30日前